

## 認証手続きを代理申請する際の委任状について

代理申請の場合は、**代理委任状が必要**です。

本処で認証手続きを行う場合は、**神奈川県**及び**静岡県**の公証人役場で認証したものをお持ち下さい。

公証人役場の認証の要否については、下記の通りです。

### 【法人関連の書類】

公証人での認証	<b>必要</b>
---------	-----------

### 【個人名義の書類（授権書(委任状)の場合)】

公証人での認証	<b>必要</b>
---------	-----------

※委任者本人が本処に申請に来れない場合は、本人が公証人役場に出向いて、授権書＋代理委任状に対して認証を受ける必要がある。

### 【個人名義の書類（授権書以外の場合)】

公証人での認証	<b>不要</b>
---------	-----------

※代理委任状の署名欄にパスポートと同様の自筆の署名があるもの。

※パスポートがない方は、それ以外の顔写真付きの身分証明書と、別途**印鑑登録証明書**を提出し、委任者署名欄に署名と印鑑を押印すること。